



2025 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社エーजीピー
代表者名 代表取締役社長執行役員 杉田 武久
(コード番号：9377 東証スタンダード市場)
問合せ先 コーポレート部門統括 執行役員 辻 佳子
TEL. 03-3747-1631

日本航空株式会社に対する
株主提案の撤回・継続会への賛同の要請
並びに

同社派遣監査役らによる当社取締役を威嚇する内容の通知に係る事実関係の調査要請

2025 年 6 月 23 日、日本航空株式会社（以下「JAL」といいます。）社員（監査役室室長）であり、JAL から派遣された監査役を含む当社の主要株主 3 社から派遣された監査役 3 名（以下「派遣監査役」といいます。）は、連名で、当社取締役に対し、別添のとおり、当社の非公開化を巡る提案を真摯に検討すべき立場にある当社取締役に今後の検討継続への不安を覚えさせるような極めて威嚇的な内容の文書（以下「派遣監査役発出文書」といいます。）を発しました。

前記のとおり、監査役発出文書は、中立的な立場から株主提案と、Macquarie 提案の両方を真摯に検討する立場にある当社取締役に対して、両提案の検討の継続に不安を覚えさせる威嚇的な内容です。仮にこのような内容の監査役発出文書の作成・発出に貴社の関与があったとすれば、それは、当社の非公開化を巡るプロセスの公正性を著しく損なうものであり、到底許されるものではありません。

翌日 2025 年 6 月 24 日開催の当社取締役会において、派遣監査役 3 名は、文書の名宛人となった当社取締役 6 名に対し謝罪しました。

また、文書の内容は未確認の情報をもとに JAL から派遣された監査役が書いたものであり、他 2 名の監査役については、文章を十分に精査・確認をしていなかったことを認め、謝罪をした上で派遣監査役発出文書を 3 名とも撤回しました。しかし、取締役会の審議の過程では、派遣監査役発出文書について JAL による一定の関与があったのではないかと合理的な疑いを生じさせる事実が複数判明し、現在もこれを払しょくすることが困難な状況にあります。

そのため、当社は、本日 JAL に対し、監査役発出文書の発案、作成及び発出までの一連の過程への JAL 役職員及び JAL が起用する外部専門家の関与の有無・内容を速やかに調査し、その結果を当社に対して報告するよう要請しました。

また、この事実関係を明らかにすることなく、緊急性のない株式併合議案の決議を強行することは、当社の株主共同の利益を著しく損なうと考え、JAL による事実関係の調査・報告が完了するまでの間に株式併合議案の決議を強行されないようにするため、JAL による株主提案の撤回、または少なくとも当社が定時株主総会に提出予定の継続会の動議への賛同を JAL に要請しました。

詳細は別添の当社が JAL に提出した本日付け「株主提案の撤回又は継会開催への賛同の要請並びに貴社派監査役による当社取締役を威嚇する内容の通知に係る事実関係の調査要請」をご覧ください。

以上

別添：派遣監査役発出文書

当社が日本航空株式会社に提出した本日付け文書

2025 年 6 月 23 日

株式会社エージーピー
代表取締役 杉田 武久 殿
取締役 佐々木 かをり 殿
取締役 阿南 剛 殿
取締役 山田 康成 殿
取締役 竹山 哲也 殿
取締役 辻 佳子 殿

株式会社エージーピー 社外監査役
岩本 慎哉
徳武 大介
森本 浩平

ご 通 知

前略

当職らにおきましては、貴殿らが 2025 年 6 月 20 日付で突如として公表したプレスリリース「Macquarie Asia-Pacific Infrastructure Investments 4 Pte. Ltd.による当社株式の 1 株 2,015 円での公開買付け提案の受領のお知らせ」(以下「本プレスリリース」といいます。))に関し、以下のとおり通知いたします。

当職らにおいて確認したところ、本プレスリリースで言及されております Macquarie Asia-Pacific Infrastructure Investments 4 Pte. Ltd.による当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。))に係る提案(以下「本公開買付提案」といいます。))においては、本公開買付提案に関し、買付予定数の下限は原則として当社の発行済株式総数の議決権の3分の2に相当する数とすることが予定されており、投資委員会の最終承認も得られておらず、また、デューデリジェンスの実施などの複数の前提条件が付されております。ご承知のとおり、日本航空株式会社、日本空港ビルデング株式会社及びANAホールディングス株式会社は、合計して約 73.26%(2025 年 3 月 31 日時点)の議決権割合に相当する当社株式を有しており、これらの株主が本公開買付けに応募しないことは明らかである状況下、本公開買付提案は、事実上実現可能性がないものと存じます。

しかしながら、貴殿らは、これらの事実を一切開示することなく、本プレスリリースを公表し、当社株式の市場価格を急騰させており、その結果、当社の株主が多大な損害を被る可能性があります。本プレスリリースは著しく不適切な情報開示であり、貴殿らにおいて取締役としての善管注意義務に違反している可能性は小さくないものと存じます。

また、本プレスリリースの公表についてはその内容のみならず公表までのプロセスにも疑問があることに加え、

さらに昨日 22 日夜に事前の説明等もなく本日 23 日 18 時 30 分からの取締役会の招集がなされたことにも当惑しております。本プレスリリースの公表以外にも、貴殿らが定時株主総会前に何を画策しておられるのかは存じ上げませんが、定時株主総会において当社の取締役会の体制が大きく変更されることが明らかなタイミングで、当社又は当社の株主や役職員に多大なる損害等を生じさせるような行為を計画しておられるのではないかと懸念しております。本公開買付提案への対応に限らず、経営支配権の移行の過程で無用な混乱を生じさせ、当社又は当社の株主や役職員に損害を発生させる行為は誠に慎んでいただきますようお願いいたします。当職らは、定時株主総会后、貴殿らの任務懈怠の有無を判断し、必要に応じ、損害賠償責任の追及などあらゆる法的措置を講じる予定です。

なお、先日来、当職らは、特別利害関係を有する等の理由により、当該取締役会の審議への参加等を制限されることが多々生じております。監査役は、取締役と異なり、取締役会における議決権行使権限を有しませんので、貴殿らの主張する「特別利害関係」が生じることはございません。利益相反等を理由に監査役においても審議への参加を控えることが適切な場合もありうること自体は否定しませんが、当職らにおいても、監査役として取締役会に参加し、監査役としての職務を果たす必要がありますので、今後、正当な理由なく取締役会の審議への参加を妨害するような言動は誠に慎んでいただくようお願いいたします。

以上ご確認のほど、お願いいたします。

草々

2025 年 6 月 25 日

日本航空株式会社
代表取締役社長 鳥取 三津子 様
執行役員 弓崎雅夫 様

株式会社エージーピー
代表取締役社長執行役員 杉田武久

**株主提案の撤回又は継続会開催への賛同の要請
並びに
貴社派監査役による当社取締役を威嚇する内容の通知に係る事実関係の調査要請**

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当社は 2025 年 6 月 19 日、Macquarie Asia-Pacific Infrastructure Investments 4 Pte. Ltd.より、当社株式を 1 株 2,015 円で取得する旨の公開買付け提案(非拘束的。以下「本提案」といいます。)を正式に受領いたしました。これは、貴社からご提案いただいている株式併合に係る買取価格(1 株 1,550 円)を大きく上回る水準であり、当社の株主共同の利益の観点から、当社取締役会が真摯な検討をなすべきものであることから、2025 年 6 月 19 日、当社取締役会は、本提案を正式に検討することを決議しました。

当社としては、本提案については、株主の皆様に対して適切な情報提供を行ったうえで冷静にご判断頂くための時間と機会の確保が必要であると考えておりますので、貴社に対し、改めて、現在ご提出中の株主提案(第 9 号～第 11 号議案)の撤回を要請します。仮に貴社が株主提案の撤回に応じられない場合、当社は、定時株主総会において、「継続会」の開催を動議として提出する予定です。当社は、貴社に対し、継続会の開催への賛同を要請します。

また、2025 年 6 月 23 日、貴社派遣監査役を含む主要株主3社からの派遣監査役は、連名で、当社取締役に対し、別添のとおり、当社の非公開化を巡る両提案を真摯に検討すべき立場にある当社取締役会に今後の検討継続への不安を覚えさせるような極めて威嚇的な内容の2025年6月23日付「ご通知」(以下「監査役発出文書」といいます。)を発しました。

2025 年 6 月 24 日開催の当社取締役会においては、3名の派遣監査役は、監査役発出文書を撤回の上、名宛人となった取締役に対し謝罪をしておりますが、取締役会の審議の過程では、監査役発出文書について貴社による一定の関与があったのではないかとこの合理的な疑いを生じさせる事実が判明しており、これを払しょくすることは困難な状況にあります。

これは、株主提案の手の公正性に重大な疑義を投げかけるものであり、これに関する事実を明らかにすることなく定時株主総会で両提案に係る株主の皆様意思決定の機会を迎えることは、株主共同の利益の観点からは極めて不適切であると言わざるを得ません。

そのため、当社は、貴社に対し、上記文書発出に係る貴社の関与の有無・内容についての事実関係の調査とその結果を当社に報告することを要請するとともに、事実関係が明らかになるまで株式併合が強行されないようにするため、株主提案の撤回、少なくとも事実関係の調査に必要な期間当社の定時株主総会を続行する旨の継続会の動議に賛同することを強く要請する次第です。

貴社派遣監査役を含む派遣監査役3名の連名による文書の概要

貴社派遣監査役を含む主要株主三社からの派遣監査役3名は、連名で、当社取締役6名に対し、2025年6月23日付「ご通知」(以下「監査役発出文書」といいます。)を発しました。

この文書では、当社が 2025 年 6 月 20 日付で開示した「Macquarie Asia-Pacific Infrastructure Investments 4 Pte. Ltd.による当社株式の1株 2,015 円での公開買付け提案の受領のお知らせ」について「著しく不適切な情報開示であり…取締役としての善管注意義務に違反している可能性は小さくない」と断じています。

その上で、この文書では、次のとおり、名宛人とされた当社取締役6名に対して損害賠償責任の追及などあらゆる法的措置を講じる予定であるとまで書かれています。

「貴殿らが定時株主総会前に何を画策しておられるのかは存じ上げませんが、定時株主総会において当社の取締役会の体制が大きく変更されることが明らかなタイミングで、当社又は当社の株主や役職員に多大なる損害等を生じさせるような行為を計画しておられるのではないかと懸念しております。本公開買付け提案への対応に限らず、経営支配権の移行の過程で無用な混乱を生じさせ、当社又は当社の株主や役職員に損害を発生させる行為は厳に慎んでいただきますようお願いいたします。当職らは、定時株主総会后、貴殿らの任務懈怠の有無を判断し、必要に応じ、損害賠償責任の追及などあらゆる法的措置を講じる予定です。」

2025 年 6 月 24 日開催の当社取締役会における派遣監査役3名による監査役発出文書の撤回と謝罪

2025 年6月20日付の当社による情報開示が正確かつ適切なものであることは、当社の同月 24 日付「日本航空株式会社のプレスリリースに対する当社見解と株主提案と撤回要請について」(別添)に記載のとおりです。

2025 年 6 月 24 日開催の当社取締役会において、派遣監査役3名に対し監査役発出文書の記載内容の根拠や発出までの調査・検討の過程を質したところ、以下のことが明らかになりました。

- 監査役発出文書の作成に当たり、2025 年6月20日付の当社による情報開示の経緯について、当社役職員に対するヒアリングその他の方法による当社への情報確認はしていない。
- 貴社派遣監査役は、貴社弓崎執行役員の部下より、Macquarie 提案書の写しを入手して内容を確認したが、他の2社派遣監査役は、この文書の発出までに同提案書の内容を見ていない。
- 監査役発出文書の根拠となった資料は、上記の Macquarie 提案書の写し以外は、2025 年6月20日付の当社の開示とこれに対する同月24日付の記者の開示文書である。
- 監査役発出文書では Macquarie 提案が「事実上実現可能性がない」と断じているが、日本空港ビルディング株式会社及び ANA ホールディングス株式会社の意向についての裏付け確認はしてい

ない。

- 監査役発出文書には「当社又は当社の株主や役職員に多大なる損害等を生じさせるような行為を計画しておられるのではないかと懸念」と記されているが、2025 年6月20日付の当社による情報開示の件以外に「懸念」を基礎付ける具体的な事実・証拠はない。
- 「任務懈怠」、「損害賠償責任の追及」の根拠はなく、その端緒の事実・証拠すらない。

このように、監査役発出文書は、極めて簡単に実施できる調査すら行うことなく、かつ、具体的な根拠もないにもかかわらず、「損害賠償責任の追及などあらゆる法的措置を講じる予定」であると述べて当社取締役を威嚇するような内容となっており、極めて不当な内容であったことから、名宛人とされた当社取締役からは、派遣監査役3名に対し、謝罪と撤回を強く求めました。

これに対し、貴社派遣監査役を含む派遣監査役3名は、当社取締役会の席上で、監査役発出文書の名宛人である取締役に謝罪した上で、監査役発出文書を撤回しました。派遣監査役3名は、2025 年6月20日付の当社の情報開示の件とその他の事象について、今後調査を実施する予定はなく、当社取締役の任務懈怠を理由とする責任追及をする予定もないとも述べました。

監査役発出文書の発出への貴社の関与を疑うほかない事実の判明

2025 年 6 月 24 日開催の当社取締役会及びその後過程では、派遣監査役3名が出席者からの質問に対して以下の内容を認め、監査役発出文書の作成・発出の経緯についてさらに以下の事実が判明しました。

- 監査役発出文書の作成は貴社派遣監査役が進めたものである。
- 監査役発出文書の作成に先立ち、貴社派遣監査役は、貴社弓崎執行役員の部下より Macquarie 提案書の写しを入手した。
- 貴社派遣監査役は、貴社が業務上起用している弁護士に対し、監査役発出文書の内容の確認を求め、当該弁護士から文書の内容について法的に問題がない旨の助言を得た。
- 貴社派遣監査役は、取締役会における当社取締役からの度重なる質問にもかかわらず、また、取締役終了後同月 25 日午前8時までに回答するとしたにもかかわらず、当該弁護士の所属事務所名等を問う質問に回答しない。
- 貴社派遣監査役は、監査役発出文書の発出を貴社関係者に知らせたうえで行った。
- 貴社以外の二社から派遣された監査役2名は、Macquarie 提案書の内容を自ら見ることなく、貴社派遣監査役から示された監査役発出文書の発出に賛同した。
- 貴社以外の二社から派遣された監査役2名は、当社取締役会において、自らの考えと監査役発出文書の内容は自らの考えなのかと質されたところ、文書の内容をよく読んでみると自らの意図するところは違う旨の発言をした。

貴社派遣監査役が監査役発出文書の発案、作成、発出に至る一連の経緯に係る詳しい事実関係を明らかにしようとしないので、現時点において当社が監査役発出文書と貴社の関係を断定することはできません。

しかしながら、少なくとも当社取締役会における貴社派遣監査役らの回答から判明した上記の事実だけからも、監査役発出文書の発出に貴社による一定の関与があったのではないかと合理的な疑いが生じており、これを払しょくすることは困難です。

前記のとおり、監査役発出文書は、中立的な立場から株主提案と、Macquarie 提案の両方を真摯に検討する立場にある当社取締役に対して、両提案の検討の継続に不安を覚えさせる威嚇的な内容です。仮にこのような内容の監査役発出文書の作成・発出に貴社の関与があったとすれば、それは、当社の非公開化を巡るプロセスの公正性を著しく損なうものであり、到底許されるものではありません。

そこで、当社は、貴社に対し、監査役発出文書の発案、作成及び発出までの一連の過程への貴社役職員及び貴社が起用する外部専門家の関与の有無・内容を速やかに調査し、その結果を当社に対して報告することを要請します。

また、この事実関係を明かにすることなく株式併合を強行することは、当社の株主共同の利益を著しく損なうので、事実関係の調査・報告までの間株式併合を強行しないようにするため、株主提案の撤回、少なくとも当社が定時株主総会に提出する継続会の動議への賛同を要請します。

なお、当社においては、貴社からお尋ねがあれば、2025年6月24日開催の取締役会における質疑の内容など本件に関する事実関係についていつでもご説明する用意がありますので、くれぐれも本要請に対して何らの調査もすることなく見過ごしたり、調査を拒否するといった対応をされないよう、ここに記して要請します。

別添資料：

- 貴社派遣監査役である岩本慎哉氏他による2025年6月23日付「ご通知」
- 当社の2025年6月24日付「日本航空株式会社のプレスリリースに対する当社見解と株主提案と撤回要請について」

敬具